

○財務省告示第八十号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
令和元年七月十八日に発行した利付国債の発行条  
件等を次のとおり告示する。  
令和元年八月六日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号  
利付国庫債券（二十年）（第一百六十九回）  
二 発行の根拠  
財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政  
の法律及びその  
運営に必要な財源の確保を図る  
ための公債の発行の特例に關す  
る法律（平成二十四年法律第百  
一号）第三条第一項並びに特別  
會計に關する法律（平成十九年  
法律第二十三号）第四十六条第  
一項

三 振替法の適用等  
社債、株式等の振替に關する法  
律（平成十三年法律第七十五号）  
以下「振替法」という。の規定  
の適用を受けるものとし、その  
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札（以下「価格競争入札」とい  
う。）による発行（以下「価格競  
争入札発行」という。）、価格競  
争入札と同時に行われる入札で  
あって、財務大臣が各国債市場  
特別参加者ごとに応募限度額を  
定めるものによる発行（以下「国  
債市場特別参加者・第I非価格



ハ					イ					ロ														
争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	争入札発	非価格競	者・第I	特参加	国債市場					
千二百二億四千三百三十六万円					千七百二十四億三千九百六十八万円					七千三百五十二億六千五百十五万円					で千七百九十一億円					で千七百八億円				
															特別会計に関する法律第四十六					特別会計に関する法律第四十六				
															条第一項の規定に基づき発行し					条第一項の規定に基づき発行し				
															ついでに、金額で千三百三					ついでに、金額で千三百三				
															定る法律第四十六條第一項の規					定る法律第四十六條第一項の規				
															する法律第四十六條第一項の規					する法律第四十六條第一項の規				
															千七百二十四億三千九百六十八					千七百二十四億三千九百六十八				
															額面金額					額面金額				
															発行した利付国債については、					発行した利付国債については、				

十四	十三	十一	九	八
初期 利息 子	の経利入 払過札格 込利発競 み子率行 争非者	争非者特 争入格第 札格第II 競II加場 行争非者 特	振替 額 単 位	最 低 額 面 金
金と令額し和を、元支次、の算式に、よ、算支、出、支、払、期、た、期、	る。定、算、出、期、日、に、払、込、む、の、と、す、	募入○・三、パ、セ、ン、ト、け、た、者、は、 年、三、パ、セ、ン、ト、け、た、者、は、 年、三、パ、セ、ン、ト、け、た、者、は、 年、三、パ、セ、ン、ト、け、た、者、は、	五、万、円、の、記、載、又、は、規、定、に、よ、る、最、低、額、面、金、と、	五、万、円、
$\frac{\text{額面金額の総額}}{100} \times \frac{0.3}{365} \times$		額、面、金、百、円、に、つ、き、百、円、九、十、五、	令、和、元、年、七、月、十、八、日、す、る、の、整、数、倍、の、金、額、に、よ、る、も、の、と、	

二十 十九 十八 十七 十六 十五  
 払込期日 入札参加 払場所 元利支 償還金額 償還期限 後の第二期利子

令和元年七月十八日

財務大臣から通知を受けた者

日本銀行 額面金額 百円につき百円

令和二十一年六月二十日

利率をその日以前六月間に属す  
 いて、その日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。

$$\text{償還金額} \times \frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年の六月二十日及び十二月二十日  
 を支払期とし、各支払期にお  
 ける六月二十日以前六月間に属す  
 利率をその日以前六月間に属す  
 る利子を支払う。

が銀行休業日に当たるときは、  
 その翌営業日に支払う（以下、  
 次号及び第十六号において規定  
 する期日について同じ。）。